

見守り
新鮮情報

ハウス クリーニングの トラブルにご注意

風呂とトイレ洗浄の追加で
60万円です!

そんな...!!



©Kurosaki Gen

電話で換気扇のクリーニング
(5千円)の勧誘があり、依頼した。
翌日、換気扇を掃除してもらった際、

換気扇フードを風呂場で
洗わせてほしいと言われ
たので業者を風呂場に
案内したら、カビ臭いと言
われ、風呂場と洗面所、
トイレのクリーニングも
勧められ、相場がわから
ないまま契約をして
しまった。2日間の作業
だったが、内容もよく
わからず、約60万円と
高額なので換気扇以外
の契約を解約したい。

(60歳代)

ひとこと助言

その場で決めないで



見守るくん

- 契約内容や料金について十分な検討ができないまま契約してしまった結果、トラブルにつながってしまっているケースが少なくありません。
- 事業者によってサービス内容や料金は異なるため、必ず複数社から見積もりを取り、事業者の選定は慎重に行いましょう。
- 料金や説明に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう。
- 作業当日に追加の契約を勧誘されてもその場で決めないようにしましょう。作業時はなるべく家族などに同席してもらいましょう。
- 一定の要件に該当する場合には、クーリング・オフ等が適用できる場合があります。困ったときは早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第539号(2026年4月23日)発行：独立行政法人国民生活センター

豊中市立生活情報センターくらしかん

消費生活相談：06-6858-5070